豊田

1-1 都市計画とは

都市計画は都市内の限られた土地資源を有効に配分し、建築敷地、基盤施設用地、緑地・自然環境 を適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機 能的な都市活動を確保しようとするものです。

第1章 都市計画マスタープランについて

また、都市計画は規制を通じて都市全体の土地の利用を総合的・一体的観点から適正に配分するこ とを確保するための計画であり、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画を定め ることを通じて都市のあり方を決定する性格を持つものといえます。

安定成熟した都市型社会にあっては、全ての都市がこれまでのような人口増加を前提とした都市づ くりを目指す状況ではなくなってきており、都市の状況に応じて既成市街地の再構築等により、都市 構造の再編に取り組む必要がありますが、その取り組みにおいては他の都市との競争・協調という視 点に立った個性的な都市づくりへの要請の高まりに応えていかなければなりません。さらには、幅広 く環境負荷の軽減、防災性の向上、バリアフリー化、良好な景観の保全・形成、歩いて暮らせるまち づくりなど、都市が抱える各種の課題にも対応していく必要があります。このため、地域の実情を十 分踏まえつつ、これまで以上に都市計画を積極的に活用することが求められています。



1-2 都市計画マスタープランの位置付けと役割

都市計画マスタープランとは、都市計画法に基づいて定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。当計画は住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地区のあるべき「まち」の姿を定めるものです。

市の都市計画に関わる法制度や事業等は当計画の内容に即した計画及び変更を行う必要があり、まちづくり(都市計画)における市の最上位計画として位置付けられています。

◆おおむね 20 年先を見通して策定

都市計画の運用は一定の期間を要し、長期的な見通しのもとでまちづくり方針を位置付ける必要があるため、目標年次をおおむね 20 年後に設定します。

◆都市計画の目標や、取り組みの方針を示す

計画内容としては、現況分析に基づいた課題を抽出し、これらの課題を踏まえて今後の市の目指すべき都市像を構築し、都市計画の目標や、まちづくりの取り組みの方針を示します。

◆市民のみなさんの意向を反映した計画

都市計画マスタープランの策定にあたっては、市民のみなさんの意向を反映することが求められるため、市民意向を把握するための方策として、例えば公聴会・説明会の実施、アンケートの実施などにより、市民意向を把握して計画に反映します。

◆上位計画との整合

都市計画マスタープランは、県が策定した都市計画区域マスタープランや、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想(総合計画など)に即したものとします。

下関市都市計画マスタープランでは、次の役割を担います。

- ①下関市の将来都市像及び都市づくりの目標を明らかにします
- ②下関市が定める都市計画の基本的な方針を定めます
- ③土地利用計画や都市施設整備計画などの相互調整を図ります
- ④市民の都市計画への理解を深め、まちづくりへの参加意識を高めます

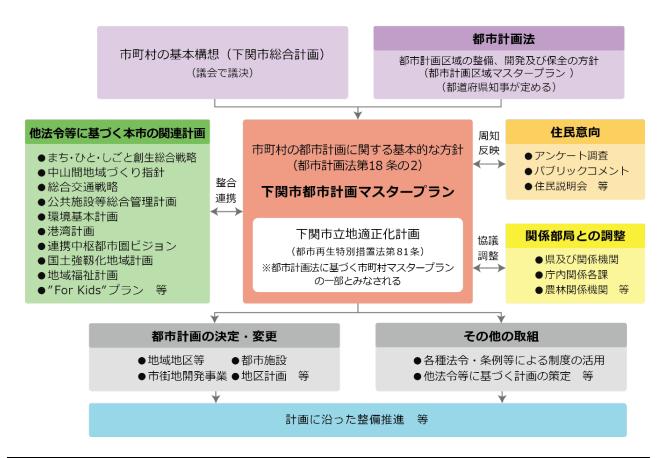
心

豊田

1-3 都市計画マスタープランの法的位置付け

「下関市都市計画マスタープラン」は、「下関市総合計画」や山口県が定める「都市計画区域マスタープラン」に即して定めます。また、関連する諸機関、各種の構想や計画との整合を図るとともに、 市民の意向を反映して定めます。

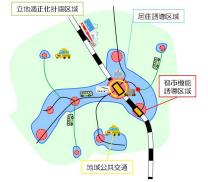
「下関市都市計画マスタープラン」の策定後は、本計画に定められた方針に基づいて具体的な計画 やその後の事業化が進められ、土地利用や施設整備が図られることになります。



【参考:立地適正化計画について】

立地適正化計画は、今後の人口減少、少子高齢社会を見据え、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、居住機能や商業・医療等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして策定する計画です。

本市では、令和2年(2020年)1月に立地適正化計画を策定しており、都市再生特別措置法第82条に基づき、「下関市都市計画マスタープラン」の一部とみなされます。



≪都市機能誘導区域≫

○医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約 することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

≪居住誘導区域≫

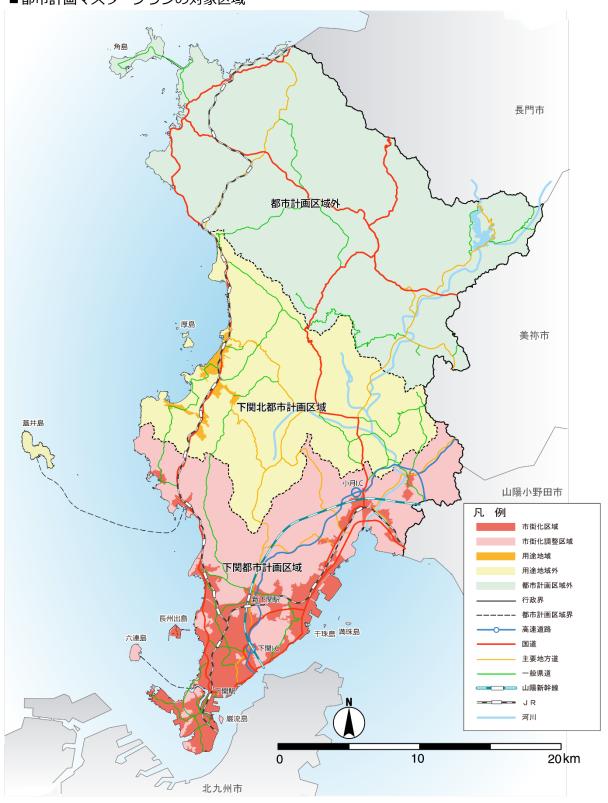
〇人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持すること により、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を 誘導すべき区域

1-4 対象区域

本市では、下関都市計画区域(線引き^{*})と下関北都市計画区域(非線引き^{*})、都市計画区域外の3つの区域を有しています。下関市都市計画マスタープランの対象区域は、医療・福祉・商業等の都市機能・居住の集約やこれと連携した公共交通ネットワークの形成を図るため、対象区域を下関市全体とします。

※線引き、非線引きについては、P49 を参照

■都市計画マスタープランの対象区域



查

1-5 策定体制

都市計画マスタープランの策定にあたっては、副市長や部長級等で構成される「策定委員会」を設置し、総合的な観点から今後の下関市の都市像について検討します。また、策定委員会の下部組織として都市整備部長及び庁内関係各課課長級で構成される「幹事会」を設置し、庁内関係部局との調整を行い、横断的な体制で策定します。

市民意向の反映については、広く意見を求めるため、18歳以上の市民 2,800人 (無作為抽出)を対象とするアンケート調査を実施するとともに、住民説明会の実施やパブリックコメントを実施し、計画に対する意見聴取を行います。

■都市計画マスタープランの策定体制

